

射水市男女共同参画推進条例（解説）

I 条例の必要性

- (1) 男女共同参画社会実現の必要性
- (2) 条例制定の必要性
- (3) 条例制定により期待される効果

II 条例骨子

条例構成

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 基本的施策等（第9条－第16条）
- 第3章 射水市男女共同参画審議会（第17条・第18条）
- 第4章 雑則（第19条）

前文

- 1 目的
- 2 定義
- 3 基本理念
- 4 市の責務
- 5 市民の責務
- 6 事業者等の責務
- 7 性別による権利侵害の禁止
- 8 公衆に向けて情報を発信する場合の配慮
- 9 基本計画
- 10 市民及び事業者等の理解を深めるための措置
- 11 調査研究
- 12 自主的な推進活動に対する支援
- 13 報告
- 14 男女共同参画推進員
- 15 拠点施設の設置
- 16 苦情及び相談への対応
- 17 射水市男女共同参画審議会
- 18 組織等
- 19 委任

III 条例に関する考え方

I 条例の必要性

(1) 男女共同参画社会実現の必要性

我が国においては、日本国憲法において個人の尊重（第13条）と法の下での平等（第14条）を保障するとともに、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきました。

また、その取組は国際社会の動向にも連動した取組でもありました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行は依然として残っており、真の男女平等社会の形成には未だに多くの課題が残されています。

一方、少子・高齢化の進行、経済活動の成熟化、国際化、高度情報化社会の進展、家族形態の多様化など社会の大きな変化に対応していくためには、女性も男性も個性と能力が十分に発揮でき、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会を実現していくことが必要です。

こうした状況の中、平成11年6月（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国を決定する最重要課題と位置付けられました。

また、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を地域の特性に応じて策定し、実施することが、地方公共団体の責務として規定され、合併前の旧市町村においても、人権が尊重され、男女が自立し相互に支え合う男女共同参画社会の実現に向けた計画等（表1）を掲げ、様々な施策を推進してきました。

（表1：旧市町の計画等）

区 分	名 称	制 定 日	地 域
計画の策定	新湊市男女共同参画プラン	平成12年 6月	旧新湊市
	新湊市男女共同参画プラン（改定）	平成17年10月	旧新湊市
	小杉町男女平等社会推進計画	平成14年 9月	旧小杉町
	だいもん男女共同参画プラン	平成15年 3月	旧大門町
	大島町男女共同参画推進プラン	平成17年 3月	旧大島町
条例の制定	小杉町男女平等社会推進条例	平成14年 4月	旧小杉町
	大門町男女共同参画推進条例	平成15年 1月	旧大門町
	大島町男女共同参画推進条例	平成16年 4月	旧大島町
都市宣言	小杉町男女平等社会推進都市宣言	平成15年 7月	旧小杉町

(2) 条例制定の必要性

本市では、合併前の旧市町村において、人権が尊重され、男女が自立し相互に支え合う男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を推進してきました。

しかしながら、現実には家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野において性別役割分担が残っており、人々のそれぞれの個性に基づく能力を発揮する機会を妨げる要因となっています。

活力ある豊かな地域社会を築いていくためには、社会に残る男女共同参画社会を阻害する要因を取り除いていくことが重要です。

そのために、あらゆる分野における男女共同参画を実現し、一人ひとりの市民が互いを尊重し、個性と能力を発揮して、共に責任を分かち合える質の高い豊かな生活を築く必要があります。

市、市民、事業者等がそれぞれの責務を果たしつつ、連携、協力して主体的な取組が一層求められています。

そのために、本市の特性を踏まえた主体的な取組を支援する法的基盤（条例制定）を築き、男女共同参画の推進に向けた「射水市」の基本姿勢を明らかにするものです。

(3) 条例制定により期待される効果

条例制定により、次のような効果が期待できます。

- 市が市政の重要な課題として男女共同参画社会の実現に取り組むことを、明確に意思表示することができます。
- 市民への意識啓発を図ることができます。
- 男女共同参画施策を推進する上での法的な根拠ができ、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることができます。
- 市、市民、事業者等が一体となって取り組むべき課題やその責務が明確化され、男女共同参画のより全市的な推進を図ることができます。

Ⅱ 条例骨子

条例構成	
名 称	射水市男女共同参画推進条例
前 文	男女共同参画社会の実現を目指す市の基本姿勢を表す。
1 目 的	基本理念、市・市民・事業者等の責務、施策の基本的事項を定め、男女共同参画社会を実現すること。
2 定 義	・男女共同参画 ・積極的改善措置 ・市民 ・事業者等 ・セクシュアル・ハラスメント
3 基本理念	①男女の人権の尊重 ②社会における制度や慣行についての配慮 ③政策等の立案及び決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤男女の生涯にわたる健康の確保 ⑥国際社会との協調
責務規定	4 市の責務 5 市民の責務 6 事業者等の責務
7 性別による権利侵害の禁止	①性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの禁止 ②暴力の禁止
8 公衆に向けて情報を発する場合の配慮	
基本的施策等	9 基本計画 11 調査研究 13 報告 10 市民及び事業者等の理解を深めるための措置 12 自主的な推進活動に対する支援 14 男女共同参画推進員 15 拠点施設の設置 16 苦情及び相談への対応 17 射水市男女共同参画審議会 18 組織等 19 委任
射水市男女共同参画審議会	
雑 則	

Ⅲ 条例に関する考え方

(名 称)

射水市男女共同参画推進条例

[考え方]

平成11年(1999年)6月、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

本条例は、この法律に規定された地方公共団体の責務を果たし、本市の男女共同参画を推進するために制定するものです。

憲法に規定する平等を当然の前提とした上で、さらに男女が個人の能力を十分に発揮できる機会が大切であること、また、男女平等を実質的に実現するために、あらゆる分野における意思決定過程への参画が極めて重要であり、この点を強調する必要性と男女共同参画を強力に推進するという姿勢を示すことから、条例の名称を「射水市男女共同参画推進条例」とします。

(※ 下線部分は、用語解説を表しています。

[用語解説]

- ・ **男女共同参画社会**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

- ・ **男女共同参画社会基本法**

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。(平成11年6月23日法律第78号、公布、施行)

- ・ **参画**

参画とは、単なる参加するだけでなく、より積極的に意思決定過程(企画・立案・決定)に加わるという意味が込められています。

(前 文)

射水市は、豊かな自然や長い歴史と輝かしい文化に恵まれた、誇りと希望にあふれるまちである。

ここに、男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性豊かでいきいきと暮らす活気と輝きに満ちた男女共同参画社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

[考え方]

射水市男女共同参画懇話会からの提言の趣旨を踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた基本姿勢を表したものです。

<提言の趣旨：懇話会>

環日本海の交流拠点としての港とその背後に広がる射水平野を有し、それぞれの地域の結びつきと交流の中で、先人の英知とたゆまぬ努力によって、ふるさと「射水」は発展してきました。

豊かな自然や長い歴史と輝かしい文化が育まれている、このふるさと「射水」が、さらに魅力ある地域として未来に引き継がれていくためにも、合併前の市町村の取組を踏まえ、「男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性豊かにいきいきと暮らす活気と輝きに満ちた男女共同参画社会の実現を目指すこと」が求められています。

こうしたことから、射水市の男女共同参画社会の実現に向けた基本姿勢を明らかにするとともに、市、市民及び事業者等が理解と認識を深め協働のまちづくりを進められることを目指すものです。

<主な条文の内容>

第1条 目 的

この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、本市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

[考え方]

この条例を制定する目的について、明らかにするものです。

男女共同参画社会の実現に向けて、本市の男女共同参画の推進に関し、基本理念や基本的施策を定め、市、市民及び事業者等が協働しながら男女共同参画社会の実現を目指すものです。

第2条 定 義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **男女共同参画** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) **積極的改善措置** 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) **市民** 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) **事業者等** 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) **セクシュアル・ハラスメント** 相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害する行為をいう。

[考え方]

この条例で用いられる共通認識の必要な用語について定義するものです。

[用語解説]

・ 社会の対等な構成員

男女が性別にかかわらず本質的に社会の責任ある構成員であり、権利、義務の対等な関係を持っていることを示しています。

・ 自らの意思

活動に参画することは、主体的な選択によって行われるものであり、強制・強要されるものでないことを示しています。

- 男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う

男女という性別によって利益に違いが生じるのではなく、男女が個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に利益を享受することができるとともに、責任の担い方に違いがあるのではなく、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担うことを示しています。

- 積極的改善措置

「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

積極的改善措置の例として、国の審議会等委員への女性の登用のための目標設定等があります。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

第3条 基本理念

男女共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、自立した個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 固定的な役割分担意識等に基づく制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならないこと。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市又は事業者等が行う政策又は方針の立案及び決定に対等な立場で参画できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活において役割を円滑に果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野の活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、特に女性の妊娠、出産等に関する特性について配慮するとともに、生涯を通じて健康な生活ができる環境が整えられること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、本市の地域特性として在住外国人との相互理解や交流を深め、その推進は国際的な協調の下に行われること。

[考え方]

条例の目的を達成するための理念を定めるものです。

この理念に基づき第4条以下の市、市民、事業者等の責務や様々な取組を進めていくものです。

(1) 男女の人権の尊重

性別による差別的取扱いをなくし、個人としての能力を発揮する機会の確保に関することを定めています。

男女共同参画社会は、日本国憲法にうたわれている個人の尊重、男女平等の理念の実現を前提に、性別による差別的取扱いや性に起因する暴力が根絶され、男女が社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができるとともに一人の人間として敬意が払われる社会です。男女の「人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上でその根幹をなすことから、基本理念の最初に掲げています。

(2) 社会における制度や慣行についての配慮

固定的な役割分担意識等に基づく制度や慣行を改善することを目指しています。

男女共同参画社会は、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担を反映して、結果として就労等の活動の選択をしにくくするような偏った影響を与える恐れがあります。このことを踏まえて、男女共同参画社会を実現していく上で、社会制度や慣行の及ぼす影響を考慮して必要に応じて改善していくことが必要です。

(3) 政策等の立案及び決定への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、社会の様々な分野における方針の立案及び決定、実施の過程に参画する機会を確保することを目指しています。

社会の構成員が、方針の立案及び決定に共同して参画できる機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の基盤をなすことであり、重要な意義を持つことから基本理念として明らかにするものです。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

子の養育、家族の介護等の家庭責任の多くは女性が担っているという状況の中で、少子・高齢化が進展している状況にあります。男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、家族を構成する男女が相互に協力するとともに、社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動との両立が図られるようにすることが重要であることから基本理念として定めています。

女性だけでなく、男性にとっても、家庭生活に目を向けることは、青少年の健全育成や高齢期を含めた生活を充実して送る上で、重要な課題です。

(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえることから基本理念として定めています。とりわけ、女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面します。自らの身体について正しい情報を入手し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

(6) 国際社会との協調

男女共同参画の推進は、国際社会との取組と密接な関係を有していることから、国際的な協調の下に行われることを確認しています。また、国際化の進展に考慮し、在住外国人との相互理解や交流を深めることが必要です。

[用語解説]

・ 人権

人間が人間である以上、人間として当然もっている基本的な権利。日本国憲法は、思想・表現の自由などの自由権、生存権などの社会権、参政権、国・公共団体に対する賠償請求権などの受益権を示しています。

男女共同参画社会基本法では、単に「人権」とせず、「男女の人権」と位置付けています。これは、人権について、性別に起因する問題という観点に着目し、その観点から人権を尊重することを強調しています。

・ 制度

国家・社会・団体を運営していく上で、制定される法や規則と社会的に公認され、定型化されている決まりや慣習を示しています。

・ 国際的な協調

国際的取組の例としては、女子差別撤廃条約等の条約、世界女性会議の成果（行動計画）、国連総会での「女性に対する暴力撤廃宣言」等の国連活動、ILOの活動があります。

第4条 市の責務

市は、基本理念（第3条に定める男女共同参画の推進についての基本理念をいう。以下同じ。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、他の地方公共団体、市民及び事業者等と連携して取り組むものとする。

[考え方]

市は、男女共同参画を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施します。

その実施に当たっては、市民や事業者等と協力・連携しながら推進するため、体制を整備し、男女共同参画を推進していく責務を負います。

また、国や県の関係機関等と施策の実施などについて協力・連携を図っていきます。

第5条 市民の責務

市民は、基本理念に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる社会の分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

[考え方]

男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、職場、学校、地域などあらゆる分野で男女が対等に活動できる社会環境を構築するため、社会を構成する市民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を是正していくことが必要です。

男女共同参画を推進するに当たって、市民自らが理解を深め、実践するとともに、市の施策に協力することが大切です。

この条例における「市民」とは、本市に居住されている方のみならず、本市に通勤・通学されている方も含みます。

第6条 事業者等の責務

事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、その事業に従事する者の活動と家庭生活における活動の両立が可能となるよう環境整備に努めるものとする。
- 3 事業者等は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

[考え方]

男女共同参画社会基本法において、事業者は国民の中に含まれるとして、その責務を特に規定していません。しかし、事業者は社会経済活動において重要な役割を果たす存在であることから、男女雇用機会均等法の遵守と男女共同参画を推進するため、仕事とその他の分野で男女が対等に活動できるよう努め、市の施策への協力を求めるものです。

この条例における「事業者等」とは、市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。従って、法人・個人、営利・非営利を問わず、企業、公益法人、各種団体等、事業活動を行うすべてのものを含みます。

第7条 性別による権利侵害の禁止

何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 2 何人も、男女間において、身体的、精神的、性的又は経済的暴力行為その他の暴力行為を行ってはならない。

[考え方]

セクシュアル・ハラスメントや身体的、精神的、性的又は経済的な暴力行為は、人権にかかわる社会的な問題です。男女共同参画社会を形成していく上でも克服すべき問題であり、性別による権利侵害を禁止することを求めています。

[用語解説]

・ セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動

「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。

第8条 公衆に向けて情報を発信する場合の配慮

何人も、公衆に表示する情報については、性別による固定的な役割分担意識、差別及び暴力を連想させ、又は助長させる表現若しくは過度の性的な表現を行わないように配慮しなければならない。

[考え方]

行政や民間及び個人なども含め、公衆に表示提供する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼします。性別による固定的な役割分担や差別等、基本理念に反する表現について、自主的に留意することを求めています。

第9条 基本計画

市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

（2）前号の大綱に基づき実施すべき具体的な推進施策

（3）前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第17条に規定する射水市男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

[考え方]

男女共同参画社会基本法第14条3項の規定で、市町村はその区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

市は、基本計画を策定・公表し、市民、事業者等の皆さんと協働で男女共同参画を推進していきます。

第10条 市民及び事業者等の理解を深めるための措置

市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、広報活動を行うとともに、あらゆる機会を通じて情報を提供するように努めるものとする。

[考え方]

男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、各種講演会やイベント、市広報やホームページによる広報活動等、あらゆる機会を通して啓発活動に取り組むことを規定します。

第11条 調査研究

市は、男女共同参画推進施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

[考え方]

男女共同参画に関する施策を推進していくために、国内外の動向や市の様々な分野における施策の現状等を把握することが大切です。

そのための調査研究を行うことを規定します。

第12条 自主的な推進活動に対する支援

市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成の推進に資する自主的な活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

[考え方]

市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成の推進に資する自主的活動に対して、男女共同参画の基本理念の理解を深めるための支援として、情報提供や市と市民及び事業者等との協働する必要性を規定します。

第13条 報告

市は、男女共同参画推進施策の実施状況について、毎年、これを公表するものとする。

[考え方]

男女共同参画に関する施策を効果的に推進していくために、毎年度の実施状況について報告書を作成し、市民、事業者等に公表することによって、施策の理解と協力を求めているものです。

第14条 男女共同参画推進員

市は、市民による主体的な男女共同参画の推進を図るため、射水市男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を置くものとする。

2 推進員は、地域において基本計画の周知を図るとともに、地域における男女共同参画を推進するため必要な啓発活動を行うものとする。

[考え方]

男女共同参画の視点に立った、市民及び事業者等との協働のまちづくりに向けた体制づくりを目指す中で、富山県が依頼している男女共同参画推進員の皆さんを、本市の地域リーダーと位置付け、基本計画の周知や地域における男女共同参画を推進するための啓発活動の実施を図ることを規定しています。

この条例で、推進員の位置付けを明記し、地域活動への理解と支援を期待するものです。

第15条 拠点施設の設置

市は、男女共同参画社会の形成を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

[考え方]

男女共同参画の推進のため、市民及び事業者等（団体・グループ）の活動や交流を支援する拠点施設の必要性を明記します。

男女共同参画の基本計画の中で、その位置付けを図ることとしています。

第16条 苦情及び相談への対応

市は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者等から苦情があった場合は、その処理のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に誠実に対応し、関係機関と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

[考え方]

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者からの意見や苦情に対応することを規定しています。

また、人権の侵害に関する市民の相談に対し、問題解決に向けて助言等を行うとともに関係機関と緊密に連携し対応することを明記します。

第17条 射水市男女共同参画審議会

基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び審議するため射水市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

[考え方]

男女共同参画を効果的に推進するため、市長の附属機関として「射水市男女共同参画審議会」を設置します。

この審議会の所掌する事務として、市長の諮問に応じ、基本計画の策定や変更、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議することと審議会から市長に対して意見を述べることを規定します。

第18条 組織等

審議会は、委員15名以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画社会の形成の推進に関して見識を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

[考え方]

男女共同参画審議会の委員の構成、定数、任期について定めます。

第19条 委任

この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

[考え方]

条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める規則等へ委任することを規定します。